

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

液化石油ガスの販売事業者の認定

根拠条文

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第35条の6 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための機器であって経済産業省令で定めるもの(以下「保安確保機器」という。)の設置及び管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。

同法施行規則第45条、第46条(省略)

審査基準

「保安確保機器の種類」の審査基準については、液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示(以下、認定販売事業者告示という)第1条、同法施行規則の運用及び解釈の基準について(改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号)第45条関係による。

「保安確保機器の設置及び管理の方法」の審査基準については、認定販売事業者告示第2条、同法施行規則の運用及び解釈の基準について(改正平成21年3月19日付け平成21・03・12原院第4号)第46条関係1.による。

「保安確保機器の設置の割合」の判断基準については、認定販売事業者告示第4条及び、附則2(経過措置)による。

「保安確保機器の期限管理」の判断基準は、認定販売事業者告示第5条による。

「運用管理規程」については、認定販売事業者告示第6条各号に掲げる事項が記載されていること。

(当該告示については、消防チームで閲覧できます。)

標準処理
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
14日	機 関		機 関	消 防 チ ー ム	
	期 間		期 間	14日	